

第 16 章 準備書についての知事の見解

第 16 章 準備書についての知事の意見

「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 12 条の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般事項

(1) 建設機械の稼働については、稼働時間帯が均一ではないと想定され、また資材運搬等の車両の走行については、国道 254 号バイパス(以下「バイパス」という。)が未整備の状況では交通集中による渋滞が生じる可能性がある。

また、計画地の敷地境界付近に存在する公園や住居などの要配慮施設についても考慮する必要があることから、建設機械の集中した稼働や資材運搬等の車両による渋滞等により、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。

(2) 近年の気象災害事例を踏まえ、計画地内に存在する小規模な排水路や、調整池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な排水施設を設置すること。

なお、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように調整池設置後の状況を継続的に観測することが望ましい。

(3) 午王山遺跡下の崖地(計画地南側の午王山遺跡北端)まで盛土造成する計画であることから、当該崖地の下から染み出ていると推察される地下水への影響に留意して工事を行うこと。

特に、事業に関連して実施される午王山遺跡下の盛土工の安全性については、一例として「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」の該当部分に準じて行うなど、明確な基準に従い実施し安全性を担保すること。

(4) 土砂災害防止と環境保全(湧水保全や希少植物保全)とのバランスについて、関連団体等と協議の上検討し、造成計画に活かしていくこと。

(5) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、準備書で示されている造成計画においては、その造成に係る適切な断面図が示されていない。評価書においてこれらを示し、造成計画の詳細を明らかにすること。

なお、盛土造成については、上記(3)のとおり安全性を担保した形で実施すること。

(6) 計画地内で希少種のコギシギシが確認されている。コギシギシは湿った水田環境のような攪乱を受ける場所で生育する種であることから、これらの生育環境にも配慮した公園整備を検討すること。

(7) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

2 大気質

(1) 特定の環境保全措置を実施することを前提として予測評価している場合、当該環境保全措置を確実に実施できる体制を整え、その旨を環境保全対策として評価書に記載すること。

(2) 施設の稼働に伴う最大付加濃度出現地点が計画地南側に位置する住宅地内であること、また、バックグラウンド濃度が高いことから、他の地域にも高濃度地域が出現する可能性があることを考慮し、短期予測の結果も踏まえながら企業進出後の排出源対策も十分行うこと。

3 騒音・低周波音及び振動

(1) 小学校、高等学校等の要配慮施設について、現在、窓閉め対策を前提として騒音の予測評価が実施されているが、常時、窓を閉めているとは考えにくいいため、その他必要な環境保全措置を施すこと。

(2) バイパスの開通により、道路交通騒音に係る環境基準が、バイパス開通前と開通後において異なる基準になると推察されることから、関係住居の住民に対して丁寧な説明を行うこと。

4 土 壤

計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある事業所等の情報があることから、できる限り評価書で明らかにし、今後、土地の形質の変更を行う前に土壤汚染対策法等の法令に基づき適切に対応すること。

5 地 盤

計画地内の大部分を盛土造成する計画であることから、当該造成工事を事業敷地境界付近で実施した場合、その周辺の住宅への影響が懸念される。不等沈下が生じないよう留意すること。

6 景 観

(1) 令和 4 年に「史跡午王山遺跡保存活用計画」が策定されており、当該計画では、景観の保存が望ましい区域が指定されている。

計画地は当該遺跡に隣接していることから、計画地における開発においては、当該計画で示されている景観への配慮事項について考慮すること。

- (2) 進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には公園や住居があることから、建築物による圧迫感が軽減できるよう、進出企業に対して、緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を指導すること。

7 史跡・文化財

計画地内には埋蔵文化財がないと準備書に記載されているが、計画地南側には「国指定史跡午王山遺跡」がある。弥生時代の集落である当該遺跡は独立丘陵で完結しているとされているが、弥生時代では丘陵地の上部に集落をつくるだけでなく、低地の利用も見受けられる。

計画地は当該遺跡の下部に位置することから、開発に当たり埋蔵文化財が確認される可能性があるため、確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

8 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。
- (2) 発生が予想される一般廃棄物について予測評価が行われていないが、事業系一般廃棄物の発生が見込まれることから、当該項目についても予測評価すること。

9 事後調査

- (1) 大気質における予測結果において、施設の稼働に伴う最大付加濃度出現地点が計画地南側住宅地内となっている。
- 当該出現地点での影響が出来る限り把握できるよう事後調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動において、計画地南側住宅地では、長期にわたり基準超過の状況になると見受けられる。
- 現在想定している環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。
- (3) 計画地内に開通するバイパスとの複合的な騒音・振動による影響が想定されるため、バイパス供用後の事後調査により影響の把握に努め、必要に応じて、バイパスの事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。

